

【参考資料】

(1)ロータリー・エンジン搭載車の税額（単室容積の合計容量が1.3ℓの場合）

(2)特種用途車のうち自家用乗用車の税額を適用するものの税額（総排気量が2ℓの場合）

令和元年10月1日

【条例の規定】

自家用乗用車 [本則]

総排気量が1.5ℓ超2ℓ以下  
年額39,500円

(1) [本則] 単室容積の合計容量に1.5を乗じた  
数値を総排気量とするみなし規定有り  
→ 総排気量1.95ℓ(1.3ℓ×1.5)に応じた税額

(2) [本則] 総排気量2ℓに応じた税額

①令和元年10月1日以後の初回新規登録

自家用乗用車 [本則]

総排気量が1.5ℓ超2ℓ以下 年額36,000円

(1) [本則] 1.5を乗じた数値を総排気量とするみなし規定有り  
→ 総排気量1.95ℓ(1.3ℓ×1.5)に応じた税額

(2) [本則] 総排気量2ℓに応じた税額

②令和元年9月30日以前の初回新規登録

自家用乗用車 [附則 従前の税額を適用]

総排気量が1ℓ超1.5ℓ以下 年額34,500円  
1.5ℓ超2ℓ以下 年額39,500円

(1) [附則] 1.5を乗じた数値を総排気量とする **みなし規定を設けず**  
→ 総排気量1.3ℓに応じた税額となる

(2) [附則] **従前の税額を適用する規定を設けず**  
→ 本則の総排気量2ℓに応じた税額となる

【実際の課税】

令和元年9月30日以前の初回新規登録

総排気量が1.5ℓから2ℓ **年額39,500円**

(1)ロータリーエンジン搭載車

(2)特種用途車

→ とともに従前の税額で課税

条例で規定された税額と実際の課税額との差額を還付